

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百六十六号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年七月十五日から適用する。

令和八年七月十四日

厚生労働大臣 上野賢一郎

改正後		改正前	
別表第 1 第 1 部～第 3 部（略）	第 4 部 注 射 薬 品 名 規 格 単 位	別表第 1 第 1 部～第 3 部（略） （新設）	
<u>（あ）</u> アルギニン点滴静注30g「AY」 <u>（さ）</u> <u>（な）</u> 生理食塩液「AY」 <u>（は）</u> ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「AY」 ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「AY」 ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「AY」 ナファモスタットメシル酸塩注射用150mg「AY」 <u>（は）</u> ゾロウ糖注射液「AY」5％ ヘパリンカルシウム注1万単位／10mL「AY」 ヘパリンカルシウム注5万単位／50mL「AY」		10％300mL 1 袋 500mL 1 袋 10mg 1 瓶 50mg 1 瓶 100mg 1 瓶 150mg 1 瓶 5％500mL 1 袋 10,000 単位10mL 1 瓶 50,000 単位50mL 1 瓶	別表第 2 第 1 部～第 3 部（略）
別表第 2 第 1 部～第 3 部（略）	第 4 部 追 補 （ 1 ）	第 3 部 追 補 （ 1 ）	